

自転車通学者の皆さんへ（家庭保存用）

R 2 . 5 . 1 5

1 自転車の点検と整備

自転車の安全に乗るためには、乗る前に必ず点検と整備をしておかなければなりません。毎日の点検とともに、日を決めて整備をするようにしましょう。

1. ハンドル 適正な高さで、角度は前輪と直角になっているかを確認する。
2. ベール よく鳴るか。鳴らしやすい所にあるかを確認する。
3. サドル 自転車にまたがってハンドルを握ったとき、軽く両足が地面につく程度に調整しておく。
4. ブレーキ 自転車を押しながら左右のブレーキを別々に握り、きき具合を確認する。
5. タイヤ 空気圧は、乗ってみて、タイヤの接地面が約10cmぐらいが適当である。
6. その他 ライト、反射器、ランプが明るくつくか、また反射器は壊れていないかを確認する。
7. 後ろの荷台は、壊れていないかを確認する。（原則、重いものは前のかごに入れない。）

2 自転車に関する主な法規（道路交通法）

- ア. 自転車は道路の左端に寄って走ること。
- イ. 交差点では信号機の指示に従うこと。
- ウ. 一時停止の標識のあるところや踏切では、一時停止をし、安全を確かめてから進むこと。
- エ. 2台以上で横に並んで走ったり、2人乗りをしない。
- オ. 夜間（薄暗くなってきたら）、道路上では前照灯や尾灯をつけなければならない。自分がいることを相手に知らせるためです。

3 その他

- ・ ヘルメットはあごひもをしっかりと締め、自転車置き場で着脱すること。
- ・ メインバッグは背負うこと。
- ・ 自転車の鍵はしっかりとかけること。（鍵のいたずらがあります）
- ・ 自転車は、校内と指定された区間では乗らずに引いて歩くこと。（片足乗りもいけません）
- ・ 1年生は白いヘルメットを用意し、自転車通学許可シール代として130円を持ってくること。
- ・ 自転車をかえたり、フェンダーを変えたりしてシールがない場合には申し出ること。自転車通学許可シールを再発行しますので、代金130円を持ってくること。

4 「自転車通学許可証」の発行について（許可証1年間有効）

- ・ 許可証は生活ノートの貼り付け欄に貼り付け、常時携帯する。
- ・ 電動機付き自転車は使用しない。
- ・ 交通ルール違反については、違反内容と停止期間を記入して明らかにする。

① 違反項目

原則として5日間の停止
・ あごひもが締まっていないなど、ヘルメットを正しく着用していない。 ・ 許可証不携帯※1 ・ 自転車整備不良（装飾シールも、サドルが高いなど）※2 ・ メインバッグを背負っていない ・ 鍵をかけていない ・ マフラー着用
原則として10日間の停止
・ 二人乗り ・ 通学路違反（道から外れている、ひくところに乗っている） ・ ヘルメットを着用していない。 ・ 交通ルール無視（2列走行、一時停止無視など） ・ その他、非常に危険な行為（道路交通法違反等）

※1 「許可証不携帯」の項目は、許可証不携帯が確認された次の登校日に担任に提出する。許可証を忘れた場合、2日の許可停止とする。

※2 「鍵をかけていない」「サドルが高い」の項目は、度重なる場合、許可停止とする。

② 許可停止・再開の手順

- ・ 担任に生活ノートを提出し、停止印を押してもらう。
- ・ 停止期間最終日に、再度担任に生活ノートを提出し、再開印をもらう。

③ 許可停止期間

- ・ 停止期間の日数は、学校に登校する日で数える。（土日祝日、長期の休業は日数に入れない。）
- ・ ただし、土日などの部活の練習試合に自転車を利用する場合は、顧問に一任する。

④ 許可取り消し

- ・ 違反停止数が11日以上になった者は、原則として許可を3月末まで取り消す。